－ 5 月 10 日
1． 4 月分源泉所得税•住民税の特別徴収税額の納付
－5月16日
2．特別農業所得者の承認申請
－月 31 日
3．個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知通知方法…特別徴収義務者経由，納税義務者へ通知
4． 3 月決算法人の確定申告〈法人税•消費税•地方消費税 －法人事業税•（法人事業所税）•法人住民税〉
5．3月． 6 月． 9 月． 12 月決算法人•個人事業者の 3 月ご との期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消费税〉
6．法人•個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消費税〉
7．9月決算法人の中間申告く法人税•消費税•地方消費税 －法人事業税•法人住民税〉（半期分）
8．消費税の年税額が 400 万円超の 6 月． 9 月． 12 月決算法人•個人事業者の3月ごとの中間申告く消費税•地方消費税〉
9．消費税の年税額が 4800万円超の2月． 3 月決算法人 を除く法人•個人事業者の1月ごとの中間申告（1月決算法人は2か月分，個人事業者は3か月分）〈消費税•地方消費税〉
10．確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
－ 5 月中において都道府県の条例で定める日
11．自動車税（種別割）の納付
賦課期日 $\cdots 4$ 月 1 日
12．鉱区税の納付
賦課期日 $\cdots 4$ 月 1 日



|  |
| :---: |
|  |

## 中小企業活性化パッケージの概要（一部抜粋）

## I．コロナ資金繰り支援の継続

—年度（令和 3 年度）末の資金需要への対応
（1）年度末の事業者の資金繰り支援等のための金融機関との意見交換•要請
（2）セーフティネット保証4号の期限延長 （3月1日まで $\rightarrow 6$ 月 1 日まで）

来年度（令和 4 年度）以降の資金需要への対応
（1）実質無利子•無担保融資，危機対応融資の継続等 （3月末 $\rightarrow 6$ 月末）
（2）日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの継続 （来年3月末まで）

II．中小企業の収益力改善•事業再生•再チャレンジの総合的支援

| ■収益力改善フェーズ |
| :---: |
| （1）認定支援機関による伴走 |
| 支援の強化（4月～） |
|  |
| （2）協議会による収益力改善 |
| 支援の強化（4月～） |
|  |

## ■事業再生フェーズ

（1）中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充（順次） （2）事業再構築補助金に「回復•再生応援枠」を創設（春頃～）
（3）中小企業の事業再生等ガイド ラインの策定（4月～）

■再チャレンジフェーズ
①経営者の個人破産回避のルール明確化（3月4日公表）
②再チャレンジに向けた支援の強化
－中小機構の人材支援事業を廃業後 の経営者まで拡大など（4月～）
－公庫の再チャレンジ支援融資を拡充（2月～）
－中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し，収益力改善•事業再生•再チャレンジを一元的に支援 する「中小企業活性化協議会」を設置（4月1日）

